



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日 (木曜日) 号外 第 23 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

<p><b>人事委員会規則</b></p> <p>○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1</p> <p>○へき手当等に関する規則の一部を改正する規</p>	頁	<p>則…………… 4</p> <p>○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6</p> <p>○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 8</p> <p>○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 9</p>
---	---	--

## 人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

### 宮崎県人事委員会規則第17号

#### 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(特地勤務手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 県給与条例第6条の2の2第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。））には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び第10条に</p>	<p style="text-align: center;">(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>4 次の各号に掲げる職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(特地勤務手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 県給与条例第6条の2の2第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。））には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び第10条に</p>

において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

[略]

- 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

第6条 [略]

- 2 県給与条例第6条の2の2第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとする。

において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額)に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

[略]

- 3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

第5条の2 県給与条例第6条の2の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人  
 (2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。)  
 (3) 前2号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

第6条 [略]

- 2 県給与条例第6条の2の2第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第22条の4第1項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの  
 (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に、職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち前条で定めるものに使用される者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は法第22条の4第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの  
 (3) 法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、県給与条例第6条の2の2第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの  
 (4) 法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に県給与条例第6条の2の2第1項又は第2

3 県給与条例第6条の2の2第2項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特勤公署又は準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日に特勤公署又は準特勤公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び第10条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。）並びに第10条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) [略]

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなった日前に特勤公署又は準特勤公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第10条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

3 県給与条例第6条の2の2第2項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特勤公署又は準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日に特勤公署又は準特勤公署に異動したものとした場合に第5条第1項及び第2項（同条第3項及び第10条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）並びに第10条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) [略]

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなった日、法第22条の4第1項の規定による採用をされた日前に特勤公署又は準特勤公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に第5条第1項及び第2項並びに第10条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第5条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第5条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(改正後の特勤勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特勤勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第5条第2項及び第3項の規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第6条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項、第2項、第6条第1項又は第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項、第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 4 改正後の規則第6条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項、第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 改正後の規則第6条第2項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 改正後の規則第6条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた県給与条例第6条の2の2の規定による特勤手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第18号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(へき地手当に準ずる手当の支給)	(へき地手当に準ずる手当の支給)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 前項の規定により支給するへき地手当に準ずる手当の月額、給料及び扶養手当の月額合計額に、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額とする。	2 前項の規定により支給するへき地手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u> 第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 <u>(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u> にあっては、 <u>現に受ける給料の月額</u> ) に、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額とする。
第5条 給与条例第4条の3第2項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、 <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。</u>	第5条 給与条例第4条の3第2項の規定により <u>同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u>  (1) <u>法第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、へき地等学校に勤務することとなった職員で、当該学校等に勤務することとなったことに伴って住居を移転したもの</u> (2) <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員でそのへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に、当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの又は法第22条の4第1項による採用をされ、当該学校等に勤務することとなったことに伴って住居を移転したもの</u> (3) <u>法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの</u> (4) <u>法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第4条の3第1項又は第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたものうち</u>

<p>2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校等が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</p>	<p>、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの</p> <p>2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する職員 当該職員が法第22条の4第1項の規定による採用をされた日にへき地等学校に異動したのものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が、当該職員の同号に規定する異動の日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(3) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(4) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(5) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額</p>
---	--

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(改正後のへき地手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後のへき地手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第4条第2項並びに第5条第1項及び第2項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項、第2項、第6条第1項又は第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項、第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは、「この条において「暫定再任用」という」と、同項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員をいう。次号において同じ。)」とする。  
(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 4 改正後の規則第5条第1項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項、第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定(以下「法第22条の4第1項等の規定」という。)による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 改正後の規則第5条第1項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 改正後の規則第5条第1項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた給与条第4条の3第1項又は第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第19号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 3 年宮崎県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第 2 条 県給与条例第 7 条の 2 第 3 項第 1 号及び市町村立学校給与条例第 5 条の 2 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の種別に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第 2 号）別表第 1（以下「管理職手当規則別表第 1」という。）に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。） 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第 1 に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1 種 1 万 2,000 円</p> <p>イ 2 種 1 万円</p> <p>ウ 3 種 8,000 円</p> <p>エ 4 種 6,000 円</p> <p>オ 5 種 4,000 円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である管理監督職員 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第 1 に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1 種 11,000 円</p> <p>イ 2 種 9,000 円</p> <p>ウ 3 種 7,000 円</p> <p>エ 4 種 5,000 円</p> <p>オ 5 種 3,000 円</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 6 号給及び 7 号給並びに任期付職員条例第 7 条第 3 項（職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号）第 17 条（同条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 1 万 2,000 円</p> <p>イ 5 号給 1 万円</p> <p>ウ 2 号給から 4 号給まで 8,000 円</p> <p>エ 1 号給 6,000 円</p> <p>2 県給与条例第 7 条の 2 第 3 項第 1 号及び市町村立学校給与条例</p>	<p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第 2 条 県給与条例第 7 条の 2 第 3 項及び市町村立学校給与条例第 5 条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定める勤務は、県給与条例第 7 条の 2 第 1 項（職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号。以下「育児休業条例」という。）第 15 条（同条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第 4 条において同じ。）及び市町村立学校給与条例第 5 条の 2 第 1 項（育児休業条例第 16 条（同条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第 4 条において同じ。）の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</p>

第5条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条 県給与条例第7条の2第3項第2号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1種	6,000円
イ	2種	5,000円
ウ	3種	4,000円
エ	4種	3,000円
オ	5種	2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1種	5,500円
イ	2種	4,500円
ウ	3種	3,500円
エ	4種	2,500円
オ	5種	1,500円

2 県給与条例第7条の2第1項又は市町村立学校給与条例第5条の2第1項の勤務をした後、引き続いて県給与条例第7条の2第2項又は市町村立学校給与条例第5条の2第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る県給与条例第7条の2第2項又は市町村立学校給与条例第5条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第3条 県給与条例第7条の2第3項第1号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 (職員の管理職手当に関する規則 (昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号) 別表第1 (以下「管理職手当規則別表第1」という。) に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。) 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1種	1万2,000円
イ	2種	1万円
ウ	3種	8,000円
エ	4種	6,000円
オ	5種	4,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。) である管理監督職員 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1種	11,000円
イ	2種	9,000円
ウ	3種	7,000円
エ	4種	5,000円
オ	5種	3,000円

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項 (育児休業条例第17条 (同条例第21条第2項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第3号において同じ。) の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア	6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額	1万2,000円
イ	5号給	1万円
ウ	2号給から4号給まで	8,000円
エ	1号給	6,000円

2 県給与条例第7条の2第3項第2号及び市町村立学校給与条例第5条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1種	6,000円
イ	2種	5,000円
ウ	3種	4,000円
エ	4種	3,000円
オ	5種	2,000円

	<p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 5,500円 イ 2種 4,500円 ウ 3種 3,500円 エ 4種 2,500円 オ 5種 1,500円</p> <p>(3) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円 イ 5号給 5,000円 ウ 2号給から4号給まで 4,000円 エ 1号給 3,000円</p> <p>第4条 次に掲げる場合には、県給与条例第7条の2第2項又は市町村立学校給与条例第5条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした県給与条例第7条の2第2項又は市町村立学校給与条例第5条の2第2項の勤務（以下「平日深夜勤務」という。）は、県給与条例第7条の2第1項又は市町村立学校給与条例第5条の2第1項の勤務（以下「週休日等勤務」という。）とみなす。</p> <p>(1) 週休日等勤務をした後、引き続いて平日深夜勤務をした場合 (2) 平日深夜勤務をした後、引き続いて週休日等勤務をした場合</p>
<p>第4条・第5条 附 則 (県給与条例附則第17項等の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>2 県給与条例附則第17項又は市町村立学校給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p>	<p>第5条・第6条 附 則 (県給与条例附則第17項等の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>2 県給与条例附則第17項又は市町村立学校給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び同条第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)</p> <p>2 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年宮崎県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。</p>	<p>改正後</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第3条の規定を適用する。</p>
<p>期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p>	

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

## 宮崎県人事委員会規則第20号

## 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 6月に支給する場合には 100分の 200</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（以下この号及び次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の 240</u>）、<u>12月に支給する場合には 100分の 220</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の 260</u>）</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員 6月に支給する場合には 100分の95</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の 115</u>）、<u>12月に支給する場合には 100分の 105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の 125</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) <u>第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の 315</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の 375</u>）</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員 100分の 150</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の 180</u>）</p> <p>(3) <u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 100分の 262.5</u></p>

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

## 宮崎県人事委員会規則第21号

## 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）<u>にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</u></p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（<u>以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>）<u>にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とす</u></p>

(1) 市町村立学校給与条例第5条の3第1項に規定する職員で市町村立学校給与条例別表教育職給料表の適用を受けるもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が法第22条の4第1項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額

(2) [略]

(3) 前条に規定する職員(次号及び第5号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(4)・(5) [略]

別表第1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者(第4条関係)

職員 の区 分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	[略]		円 3,500	円 4,200	円 6,800
	2	[略]		3,500	4,200	6,800
	3	[略]		3,500	4,200	6,800
	4	[略]		3,500	4,200	6,800
	5	[略]		3,700	4,400	6,900
	6	[略]		3,700	4,400	6,900
	7	[略]		3,700	4,400	6,900
	8	[略]		3,700	4,400	6,900
	9	[略]		3,800	4,500	7,100
	10	[略]		3,800	4,500	7,100
	11	[略]		3,800	4,500	7,100
	12	[略]		3,800	4,500	7,100
	13	[略]		4,000	4,900	7,200
	14	[略]		4,000	4,900	7,200
	15	[略]		4,000	4,900	7,200
	16	[略]		4,000	4,900	7,200
	17	[略]		4,300	5,100	7,400
	18	[略]		4,300	5,100	7,400
	19	[略]		4,300	5,100	7,400
	20	[略]		4,300	5,100	7,400
	21	[略]		4,500	5,200	7,500
	22	[略]		4,500	5,200	7,500
	23	[略]		4,500	5,200	7,500
	24	[略]		4,500	5,200	7,500
	25	[略]		4,700	5,400	7,600
	26	[略]		4,700	5,400	7,600
	27	[略]		4,700	5,400	7,600
	28	[略]		4,700	5,400	7,600
	29	[略]		4,900	5,500	7,700
	30	[略]		4,900	5,500	7,700
	31	[略]		4,900	5,500	7,700
	32	[略]		4,900	5,500	7,700

る。  
(1) 市町村立学校給与条例第5条の3第1項に規定する職員で市町村立学校給与条例別表教育職給料表の適用を受けるもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1に掲げる額(その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級に対応する別表第1に掲げる基準月額。次号において同じ。)

(2) [略]

(3) 前条に規定する職員(次号及び第5号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額(その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級に対応する別表第2に掲げる基準月額。次号及び第5号において同じ。)

(4)・(5) [略]

別表第1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者(第4条関係)

職員 の区 分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	[略]		円 4,000	円 4,900	円 7,400
	2	[略]		4,000	4,900	7,400
	3	[略]		4,000	4,900	7,400
	4	[略]		4,000	4,900	7,400
	5	[略]		4,300	5,100	7,500
	6	[略]		4,300	5,100	7,500
	7	[略]		4,300	5,100	7,500
	8	[略]		4,300	5,100	7,500
	9	[略]		4,500	5,200	7,600
	10	[略]		4,500	5,200	7,600
	11	[略]		4,500	5,200	7,600
	12	[略]		4,500	5,200	7,600
	13	[略]		4,700	5,400	7,700
	14	[略]		4,700	5,400	7,700
	15	[略]		4,700	5,400	7,700
	16	[略]		4,700	5,400	7,700
	17	[略]		4,900	5,500	7,900
	18	[略]		4,900	5,500	7,900
	19	[略]		4,900	5,500	7,900
	20	[略]		4,900	5,500	7,900
	21	[略]		5,100	5,700	8,000
	22	[略]		5,100	5,700	8,000
	23	[略]		5,100	5,700	8,000
	24	[略]		5,100	5,700	8,000
	25	[略]		5,300	5,900	8,000
	26	[略]		5,300	5,900	
	27	[略]		5,300	5,900	
	28	[略]		5,300	5,900	
	29	[略]		5,400	6,000	
	30	[略]		5,400	6,000	
	31	[略]		5,400	6,000	
	32	[略]		5,400	6,000	

33	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>	33	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	
34	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>	34	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	
35	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>	35	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	
36	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>	36	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	
37	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>	37	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	
38	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>	38	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	
39	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>	39	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	
40	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>	40	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	
41	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>	41	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	
42	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	[略]	42	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	[略]
43	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	]	43	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	]
44	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>		44	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	
45	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>		45	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	
46	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>		46	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	
47	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>		47	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	
48	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>		48	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	
49	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>		49	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	
50	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>		50	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	
51	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>		51	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	
52	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>		52	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	
53	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>		53	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	
54	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>		54	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	
55	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>		55	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	
56	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>		56	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	
57	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>		57	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	
58	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>		58	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	
59	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>		59	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	
60	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>		60	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	
61	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>		61	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	
62	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>		62	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	
63	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>		63	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	
64	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>		64	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	
65	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>		65	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	
66	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>		66	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	
67	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>		67	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	
68	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>		68	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	
69	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>		69	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	
70	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>		70	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	
71	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>		71	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	
72	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>		72	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	
73	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>		73	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	
74	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>		74	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	
75	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>		75	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	
76	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>		76	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	
77	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>		77	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	
78	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>		78	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	
79	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>		79	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	
80	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>		80	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	
81	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>		81	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>	
82	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>		82	<u>7,000</u>		
83	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>		83	<u>7,000</u>		
84	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>		84	<u>7,000</u>		
85	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>		85	<u>7,200</u>		
86	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>		86	<u>7,200</u>		

87	6,900	7,400	87	7,200	
88	6,900	7,400	88	7,200	
89	6,900	7,500	89	7,200	
90	6,900	7,500	90	7,200	
91	6,900	7,500	91	7,200	
92	6,900	7,500	92	7,200	
93	7,000	7,500	93	7,200	
94	7,000	[略]	94	7,200	
95	7,000		95	7,200	
96	7,000		96	7,200	
97	7,200		97	7,300	
98	7,200		98	7,300	
99	7,200		99	7,300	
100	7,200		100	7,300	
101	7,200		101	7,300	
102	7,200		102	7,300	
103	7,200		103	7,300	
104	7,200		104	7,300	
105	7,200		105	7,300	
106	7,200		106		
107	7,200		107		
108	7,200		108		
109	7,300		109		
110	7,300		110		
111	7,300		111		
112	7,300		112		
113	7,300		113		
114	7,300		114		
115	7,300		115		
116	7,300		116		
117	7,300		117		
[略]			[略]		
定年前再任用短時間勤務職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
定年前再任用短時間勤務職員	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円	円
	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2 教育職給料表の適用を受ける者 (第4条関係)

別表第2 教育職給料表の適用を受ける者 (第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	[略]	円	円	円	
	2		3,500	5,100	6,800	
	3		3,500	5,100	6,800	
	4		3,500	5,100	6,800	
	5		3,700	5,200	6,900	
	6		3,700	5,200	6,900	
	7		3,700	5,200	6,900	
	8		3,700	5,200	6,900	
	9		3,800	5,400	7,100	

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	[略]	円	円	円	
	2		4,000	5,700	7,400	
	3		4,000	5,700	7,400	
	4		4,000	5,700	7,400	
	5		4,300	5,900	7,500	
	6		4,300	5,900	7,500	
	7		4,300	5,900	7,500	
	8		4,300	5,900	7,500	
	9		4,500	6,000	7,600	

10	<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>	10	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
11	<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>	11	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
12	<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>	12	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
13	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>	13	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
14	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>	14	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
15	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>	15	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
16	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>	16	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
17	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>	17	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
18	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>	18	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
19	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>	19	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
20	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>	20	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
21	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>	21	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
22	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>	22	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	
23	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>	23	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	
24	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>	24	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	
25	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>	25	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	
26	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>	26	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	
27	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>	27	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	
28	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>	28	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	
29	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>	29	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	
30	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>	30	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	
31	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>	31	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	
32	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>	32	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	
33	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>	33	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	
34	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>	34	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	
35	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>	35	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	
36	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>	36	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	
37	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>	37	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	
38	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	[略	38	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	[略
39	<u>5,300</u>	<u>6,400</u> ]		39	<u>5,700</u>	<u>7,000</u> ]	
40	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>		40	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	
41	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>		41	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	
42	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>		42	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	
43	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>		43	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	
44	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>		44	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	
45	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>		45	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	
46	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>		46	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	
47	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>		47	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	
48	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>		48	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	
49	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>		49	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	
50	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>		50	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	
51	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>		51	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	
52	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>		52	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	
53	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>		53	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	
54	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>		54	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	
55	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>		55	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	
56	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>		56	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	
57	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>		57	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	
58	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>		58	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	
59	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>		59	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	
60	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>		60	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	
61	<u>6,100</u>	<u>7,200</u>		61	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	
62	<u>6,100</u>	<u>7,200</u>		62	<u>6,500</u>		
63	<u>6,100</u>	<u>7,200</u>		63	<u>6,500</u>		

64	6,100	7,200	64	6,500
65	6,300	7,300	65	6,700
66	6,300	7,300	66	6,700
67	6,300	7,300	67	6,700
68	6,300	7,300	68	6,700
69	6,400	7,400	69	6,800
70	6,400	7,400	70	6,800
71	6,400	7,400	71	6,800
72	6,400	7,400	72	6,800
73	6,500	7,500	73	6,900
74	6,500	7,500	74	6,900
75	6,500	7,500	75	6,900
76	6,500	7,500	76	6,900
77	6,700	7,500	77	6,900
78	6,700	[略]	78	6,900
79	6,700		79	6,900
80	6,700		80	6,900
81	6,800		81	7,000
82	6,800		82	7,000
83	6,800		83	7,000
84	6,800		84	7,000
85	6,900		85	7,200
86	6,900		86	7,200
87	6,900		87	7,200
88	6,900		88	7,200
89	6,900		89	7,200
90	6,900		90	7,200
91	6,900		91	7,200
92	6,900		92	7,200
93	7,000		93	7,200
94	7,000		94	7,200
95	7,000		95	7,200
96	7,000		96	7,200
97	7,200		97	7,300
98	7,200		98	7,300
99	7,200		99	7,300
100	7,200		100	7,300
101	7,200		101	7,300
102	7,200		102	7,300
103	7,200		103	7,300
104	7,200		104	7,300
105	7,200		105	7,300
106	7,200		106	
107	7,200		107	
108	7,200		108	
109	7,300		109	
110	7,300		110	
111	7,300		111	
112	7,300		112	
113	7,300		113	
114	7,300		114	
115	7,300		115	
116	7,300		116	
117	7,300		117	

[略]							[略]					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員							基準 月額	基準 月額	基準 月額	基準 月額	基準 月額	
							円	円	円	円	円	
		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400	

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

